

パブリックコメント実施結果

案 件 名	八雲町障がい者マーク等配布事業実施要綱	提出意見に対する担当部局等の検討経過	
担 当 部 局	保健福祉課	担当部局検討結果（案）の作成	平成 30 年 3 月 20 日
意見募集期間	平成 30 年 2 月 13 日～平成 30 年 3 月 14 日	関係部局検討結果（案）の協議	
公 表 年 月 日	平成 30 年 3 月 29 日	※ 関 係 部 局	
意見提出者数	3 件	町 長 決 裁 に て 決 定	平成 30 年 3 月 29 日

No.	町民意見の内容	回答内容（八雲町の考え方等）	意見反映の状況			
1～3	<p>ヘルプマークの対象者と申請について、気になった点の意見を提出いたします。ヘルプマークの対象者は、援助や配慮を必要としていることが外見でわからない方々が対象です。外見上わからないからこそ、トラブルにあったり、不安を抱えたりするため、このヘルプマークが有効だと思います。</p> <p>配布に当たっては、対象者を限定しないでください。東京都など、ほかでは対象者を限定していません。対象者を限定することで、逆にその方の病気などが特定されてしまうと思います。その他援助や配慮を必要とする方を対象にしてください。</p> <p>また、ヘルプマークの申請にあたっては、障害者手帳の写しなども必要ないと思います。そもそも、ヘルプマークが必要な方々が円滑にマークを利用できるようにするため、配布に際しても配慮が必要だと思います。</p>	<p>いただいたご意見をもとに、次のとおり要綱を変更することとします。</p> <p>(1) 第3条</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td> <p>(対象者)</p> <p>第3条 本事業の対象者は、八雲町内に住所を有し、且つ、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> </td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td> <p>(対象者)</p> <p>第3条 本事業の対象者は、八雲町内に住所を有し、且つ、周囲からの配慮や支援を必要とする者とする。</p> <p>(1)～(5) 削除</p> </td> </tr> </table> <p>(2) 様式第1号「八雲町障がい者マーク等交付申請書申請書」の「障がい等の種別」欄</p>	変更前	<p>(対象者)</p> <p>第3条 本事業の対象者は、八雲町内に住所を有し、且つ、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	変更後	<p>(対象者)</p> <p>第3条 本事業の対象者は、八雲町内に住所を有し、且つ、周囲からの配慮や支援を必要とする者とする。</p> <p>(1)～(5) 削除</p>
変更前	<p>(対象者)</p> <p>第3条 本事業の対象者は、八雲町内に住所を有し、且つ、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p>					
変更後	<p>(対象者)</p> <p>第3条 本事業の対象者は、八雲町内に住所を有し、且つ、周囲からの配慮や支援を必要とする者とする。</p> <p>(1)～(5) 削除</p>					
			A			

